

第 42 回コンプライアンス委員会議事次第

令和 5 年 9 月 1 4 日 (木)

1 6 : 0 0 ~

特別会議室

1. 開会

2. 議題

令和 5 年度コンプライアンス推進計画の取組状況について

3. 閉会

「令和5年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

※枠内は「令和5年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図る。

コンプライアンスに対する意識向上、利害関係者との適切な関係の保持のため、コンプライアンス研修（下半期に実施予定）において、業務におけるコンプライアンス留意事項（倫理・ハラスメント対策等）を作成し周知を図る。

また、本年4月以降、新たに基金役職員となった者に対しては、コンプライアンスハンドブックを配布しコンプライアンスの重要性について改めて周知した。

適正な業務執行確保の観点から、マニュアルの整備等を行うとともに、全職員が閲覧可能となっている共有フォルダ（フォーラム）にマニュアル等を格納して他業務の取組みも参考にできるよう情報の共有化を図っている。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや情報セキュリティ・個人情報の保護等に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

コンプライアンス研修については、全役職員等を対象に下半期に実施を予定している。

- ・ 情報セキュリティ及び個人情報の保護に関しては、4に記載のように全役職員等を対象にした情報セキュリティ研修（eラーニング）及び個人情報保護管理研修（eラーニング）をそれぞれ10月～12月の期間に実施する予定。
- ・ ハラスメント研修及び倫理研修、公文書管理研修については、今後年度内に実施を予定している。

なお、全職員を対象としたストレスチェック実施（9月下旬～10月予定）に先立ち、ストレスチェック実施前研修（eラーニング）を9月1日～9月22日の間で、ストレスの受け止め方や立ち直り方法についての内容を含めた動画研修を実施。

- ・ 全ての研修において、研修後に理解度テストを実施し、内容の理解と認識を深めてもらうこととしている。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブック等に基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

新任採用職員を対象としたコンプライアンス研修については、次のとおり実施した。

- ・ 4月1日の採用者及び前年度中途採用者等（対象者14名） 4月10日～12日
- ・ 中途採用者について、6月及び8月の採用者（課長級以下）については、コンプライアンスハンドブックを配布し、別途、翌年4月の採用者と合わせ研修を実施予定。
- ・ 7月の採用者（役員及び部長級）については、コンプライアンスハンドブックを配布、所管事項説明の際に倫理関係の説明を行った。

4 情報セキュリティ・個人情報の保護に係る対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上及び保有個人情報の適正な取扱いに対する理解、意識の向上を図る観点から、研修を実施するとともに、必要に応じ関係規程の見直しを行うほか、サイバー攻撃等への対策について充実を図る。

- ・ 4月採用者及び前年度中途採用者（計14名）を対象とした新任者研修において、情報セキュリティ及び個人情報の保護について、それぞれ説明を行ったほか、以下のとおり研修及び規程の見直しを実施する予定。
- ・ 情報セキュリティ水準の向上のため、全役職員等を対象とした情報セキュリティ研修（eラーニング）を10月～12月の期間に実施する予定。
- ・ 情報セキュリティインシデントが発生した際、適切に対応するための「情報セキュリティインシデント対応訓練」を、CSIRT関係役職員を対象に12月に実施する予定。
- ・ サイバー攻撃等への対策については、全役職員等を対象とした「標的型攻撃メール訓練」の第1回目を7月に実施。第2回目は12月に実施する予定。
- ・ 個人情報保護制度の一般的な知識の習得及び保有個人情報の適切な取扱いに対する意識の向上のため、全役職員等を対象とした個人情報保護管理研修を10月～11月に実施する予定。
- ・ マイナンバー制度による情報連携の対象拡大（公的給付支給等口座情報）、情報セキュリティ監査での助言事項への対応等のため、情報セキュリティポリシー等に所要の改正を行い、令和5年8月9日に施行した。

○ 内部監査の充実

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

令和5年度内部監査計画に基づき、令和6年2月～3月に基金の業務の監査を実施し、リスク評価及びその発生状況を踏まえた対象業務等における法令等の遵守状況等について監査を行うこととしている。

○ 危機管理の徹底

6 危機管理の徹底

コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。

今年度において、現在（8月末）までコンプライアンス事案の発生はない。

なお、コンプライアンス運営の強化を目的に策定した公益通報者保護管理規程を基金ホームページに掲載し公表している。

○ 適切な情報提供等

7 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載している。

8 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

令和5年度のコンプライアンス推進計画については、令和5年3月のコンプライアンス委員会を経てホームページに掲載済みである。また、コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載し、情報公開を行う予定としている。